



被保険者証の 更新について

平成27年10月1日より被保険者証が更新となります。

新しい被保険者証(灰色)を9月下旬に各事業所宛にレターパックプラス(赤)で送付いたしますので、受取時には受領印の押印をお願いいたします。

お手元に届きましたら記載事項に誤りがないかご確認いただき、10月1日より新しい被保険者証をご使用ください。10月1日以降、今までお使いの被保険者証(水色)は**各自で破棄してください**。



被保険者証 見本

なお、下記に該当する方は届出が必要となります。

- 組合員と住民票が別になったとき
- 他の健康保険に加入したとき
- 組合同約第4条に定める地区外に自宅住所を移したとき

提出書類

- 国民健康保険被保険者喪失届出書(様式第1号の1(B))
- 被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)

- 修学のため住民票を分離したとき※

提出書類

- ㊟国民健康保険法第116条該当届(様式第1号の4(B))
- **分離先の住民票(原本)**
- 在学証明書又は学生書の写し
- 被保険者証

※小・中・高・大学・高等専門学校等で修学する者が適用。

- 修学を終了し組合員と同一の世帯に戻ったとき

提出書類

- ㊟国民健康保険法第116条非該当届(様式第1号の4(B))
- 住民票原本(**世帯全員記載のもの**)
- 被保険者証



● 介護・福祉施設・養護老人ホーム等の施設入所の為、長期にわたり現住所から離れ住民票を分離したとき

提出書類

- ㊤国民健康保険法第116条の2該当届(様式第1号の4(A))
- 分離先の住民票(原本)
- 入所したことがわかる書類の写し
- 被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)

● 入所が終了し組合員と同一の世帯に戻ったとき

提出書類

- ㊤国民健康保険法第116条の2非該当届(様式第1号の4(A))
- 住民票原本(世帯全員記載のもの)
- 被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)

● 住所を変更したとき

提出書類

〈事務所の住所変更〉

- 事務所住所変更届(様式第1号の8)*
*支部の変更がある場合は、加入者全員分の被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)、組合員証(75歳以上)をご添付ください。

〈自宅の住所変更〉

- 自宅住所変更届(様式第1号の8)
- 変更後の住民票原本(世帯全員記載のもの)
- 当該世帯の加入者全員分の被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)、組合員証(75歳以上)

● 氏名が変更となったとき

提出書類

- 被保険者氏名変更届(様式第1号の7)
- 変更後の住民票原本(世帯全員記載のもの)
- 該当者の被保険者証、高齢受給者証(70～74歳)

*各種申請書につきましては、各事業所にあります「規約・規程集」よりコピーしてご使用いただく、または組合ホームページ(<http://www.ka-z-kokuho.or.jp/>)にて書式をダウンロードの上、ご使用ください。